

第 4 1 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、別表の「公開とすべき情報」欄に掲げる各情報を非公開とした決定は妥当でないので公開とすべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 令和 4年 6月25日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

法人A〇〇〇〇公演（2022年 3月27日～ 6月12日）における特定動物の飼養・保管許可に係る書類すべて（申請書および添付書類、増減届、廃止届など関係書類一式）

2 同年 7月 8日、実施機関は本件公開請求に対して、「特定動物飼養・保管許可申請書及び添付書類」（以下「本件行政文書①」という。）及び「特定動物飼養・保管廃止届出書及び添付書類」（以下「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 9月 1日、審査請求人は本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書①及び②（以下「本件各行政文書」という。）の一部を公開しない理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件各行政文書に記載されている氏名、住所及び電話番号は、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開とする。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

本件各行政文書に記載されている飼養施設の構造及び規模に関する情報、敷地配置図、当該動物の飼養又は保管に関する情報並びに飼養施設の保守

点検に関する情報は、生産・技術上又は販売上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるため、非公開とする。

(3) 条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当

本件各行政文書に記載されている飼養施設の構造及び規模に関する情報、敷地配置図、当該動物の飼養又は保管に関する情報並びに飼養施設の保守点検に関する情報は、危険物の保管場所等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、平穏な市民生活が脅かされるおそれがあるとともに、特定の家屋の構造等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがあるため非公開とする。

2 上記 1 に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分において、非公開とした法人 A の従業員の個人情報「氏名、住所及び電話番号で、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」であることから、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するものである。

(2) 本件処分において非公開とした飼養施設の構造及び規模に関する情報、敷地配置図、当該動物の飼養又は保管に関する情報並びに飼養施設の保守点検に関する情報は、当該法人が独自に考案した特定動物の飼養又は保管の方法や設備のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとともに、特定動物の管理に関する内部管理情報であって、公にすることにより当該法人の事業運営に支障をきたすと認められるものであることから、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するものである。

(3) 上記 (2) に掲げる情報は、当該法人の特定動物の管理体制に係る情報であって、公にすることにより第三者の接触を容易にし、特定動物に係る事件事故を引き起こし平穏な市民生活が脅かされるおそれがあるとともに、当該法人従業員の住居の情報であって、公にすることにより犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められるものであることから、条例第 7 条第 1 項第 3 号に該当するものである。

(4) 審査請求人は法人登記の取得は誰にでもできることであり、その役員

氏名及び代表取締役の住所は、法人登記記載事項であることを理由として、株式会社として法人登記している法人Aの役員についての情報まで非公開とすることは不当であると主張している。しかしながら、本件公開請求は、条例に基づくものであり、法人Aの役員についての情報は、条例第7条第1項第1号に該当すると判断されるため、他の手段で知り得る情報であることを理由として公開することは出来ない。

(5) 審査請求人は一営利企業に有利にことが運ぶよう実施機関が緩い判断で基準に満たない特定動物の飼養施設を許可し、そのことを隠ぺいしていると主張している。しかし、実施機関では全ての許可申請に対して動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。）に則って適正に審査し、特定動物の飼養施設の基準を満たしたものを許可しており、本件処分は隠ぺいのためではなく条例第7条第1項第1号から第3号に則り決定処分したものであり、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

(6) 本件処分で特定動物の飼養・保管の許可の有無、動物種、場所は公開しており、その情報をもって啓発は可能である。本件公開請求において非公開処分とした情報を公開することは、公益上特に必要とは認められず、公開しないことにより保護される利益を優越するとは認められない。

(7) 審査請求人は、本件公開請求時点で特定飼養施設は存在しなかったため「公開したことにより犯罪が誘発される」ことは机上の空論であると主張している。本件処分において非公開とした情報については、特定動物の飼養・保管に関する情報が記載されていることから、公にすることは、当該法人の特定動物の飼養・保管に支障を及ぼし、市民の安全が脅かされると認められる。現在飼養施設が名古屋市内になかったとしても、当該法人が巡業を行うという特性上、将来的に同様の構造を持った飼養施設が再度申請される可能性、別の場所で同様の構造を持った飼養施設が申請される可能性は否定できず、当該法人の特定動物の安全な飼養・保管に支障を及ぼす可能性があるため、条例第7条第1項第3号に該当する。

第4 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全て公開するとの裁決を求める。

2 本件審査請求の理由

(1) 審査請求人が、本件公開請求を行ったところ、本件各行政文書が公開さ

れたが、実施機関による一部公開決定により、ほぼ全面非公開の頁がおよそ 3分の 2にわたる等、多くの非公開部分があり、情報公開の意味をなしていなかった。

本件処分は、憲法で保障されている国民の「知る権利」を侵害するだけでなく、次のとおり条例の適用を誤っており、不当である。

(2) 条例第 7条第 1項第 1号に該当する部分について

株式会社として法人登記している法人Aの役員についての情報についてまで非公開とすることは不当である。なぜなら、法人登記の取得は誰にでもできることであり、これらの人々の氏名及び代表取締役社長の住所については法人登記記載事項だからである。実施機関は、同号に基づいて非公開とする部分について、恣意的に範囲を拡大して判断しており、不当である。

(3) 条例第 7条第 1項第 2号に該当する部分について

ア 同号には、ただし書きがあり、「ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」を同号の適用除外としている。

イ 審査請求人が公開請求を行った特定動物の飼養・保管許可とは、まさに動物愛護法の定めるところにより、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物」を飼養・保管しようとする者が必ず受けなければいけない許可となっており、同号のただし書きアに該当するはずである。

ウ 法人Aの飼育する動物のうち、ゾウ及びライオンが特定動物に指定されているが、いずれも直ちに人間を殺傷せしめる能力を持つ動物である。環境省が、これらの動物を特定動物に指定しているということは、法人Aの事業活動によって、人の生命、身体に対する害が生じうることを示している。

エ 法人Aの公演における動物の飼養施設の外観は外部からも確認できる状態であったが、あのような簡易的な飼育設備での飼養・保管を許可した実施機関の判断に問題があったのであり、審査請求人は、本件公開請求により、「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準（平成18年環境省告示第21号）」及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目（平成18年環境省告示第22号）」に当該法人の公演の施設の構造及び管理方法等

が合致していたのかどうかを確認したい。

オ 特定飼養施設は、2重扉にしなければならないこと等が定められているが、実態として、法人Aの飼養設備では、これが守られていない。

一営利企業に有利にことが運ぶよう、実施機関が緩い判断をしていることは明らかであり、審査請求人は、そのことを隠ぺいするかのような本件処分に対し、不服申し立てをするものである。

カ 非公開となった情報は、人の生命、身体又は健康を保護するために公にする必要がある情報であり、これを非公開とした本件処分は不当、かつ条例違反である。

(4) 条例第7条第1項第3号に該当する部分について

ア 上記(3)でも述べた通り、当該法人は、通常の動物園等とは違い、移動用設備を兼ねた、非常に簡易な設備でゾウ及びライオンを飼育している。このこと自体が市民の安全を脅かしているのであり、審査請求人は、安全性について確認する必要があるとの判断により、本件公開請求を行ったのである。

イ 特定動物の飼養・保管許可に係る情報は、むしろ公にすることにより、市民に危険性について啓発を行うことができる性質のものであり、公開こそが安全に寄与する。

ウ また、本件公開請求時点で、既に当該催事は名古屋市外へ去った後であり、審査請求人が公開請求を行った特定飼養施設は存在しなかったにもかかわらず、公開したことにより犯罪が誘発される等という主張には、実現性が全くない。実施機関の主張は机上の空論である。

エ また、飼養施設だけでなく、ライオン、ゾウを観客に見せるステージ部分や、ステージに動物を移動させる部分について、書面を出させ、現地確認を行っているのかが疑問であるが、これらのことが、本件処分に基づく情報公開では確認できない。

オ 以上、本件処分により、行政機関の法の執行状況を監視するための市民の知る権利が脅かされており、当該処分は、憲法で保障されている国民の知る権利を侵害するだけでなく、条例に反しており、かつ市民の安全をないがしろにしており、違法、不当である。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 3点が争点となっている。

- (1) 別表に掲げる本件情報①及び⑥から⑧が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 別表に掲げる本件情報②から⑤及び⑨から⑳が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否か。
- (3) 別表に掲げる本件情報②から⑤、⑨から⑬、⑮及び⑰から⑳が条例第 7条第 1項第 3号に該当するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 特定動物の飼養又は保管の許可及び廃止の届出について

- (1) 動物愛護法第26条の規定により、動物園その他これに類する施設における展示等の目的で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のため、施設の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けなければならないとされている。また、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第 1号）第16条の規定により、許可の有効期限が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、許可を受けた都道府県知事等にその旨を届け出ることができる。とされている。

- (2) 本件行政文書①は、法人 Aが上記(1)の特定動物飼養・保管の許可を得る目的で名古屋市健康福祉局動物愛護センター所長あてに申請（以下「本件申請」という。）した書類である。当該文書には、申請者、動物の種類や数、飼養する目的、飼養施設の材質や規模、飼養施設の点検方法、特定動物の対処方法及び特定動物の管理責任者に関する情報が記載されている。また、申請に必要な書類として、施設の構造及び規模を示す図面、施設

の写真、施設付近の見取図、特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類、特定飼養施設の保守点検に係る計画並びに識別措置に係る証明書が添付されている。

- (3) 本件行政文書②は、法人Aが特定動物の飼養・保管を廃止したことを名古屋健康福祉局動物愛護センター所長あてに届け出た（以下「本件届出」という。）書類である。当該文書には、届出者、許可年月日や番号、動物の種類等許可の内容、廃止の理由等が記載されており、特定動物飼養・保管許可証が添付されている。

4 条例第 7条第 1項第 1号の該当性について

本件情報①及び⑥から⑧が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別することができる情報であり通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

- (2) 本件情報①及び⑥から⑧は法人Aの役員及び従業員の氏名、住所及び電話番号であり、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

- (3) 当審査会で見分したところ、本件情報⑥のうち管理責任者の住所及び電話番号並びに本件情報⑦のうち事務担当者の電話番号は、公演の広報用ポスターで公開されている当該公演事務局の所在地及び電話番号と同一であることが確認でき、公知の情報であるため、通常他人に知られたくない情報とは認められない。

- (4) また、本件情報⑧について、上記第 4の 2(2) のとおり、審査請求人は代表取締役社長の住所及び役員の氏名は、法人登記記載事項であり非公開とすることは不当であると主張している。

この点について、上記第 3の 2(4) のとおり実施機関は、法人登記等、他の手段で知りえる情報であることを理由として公開することは出来ないと主張している。

しかしながら、本件申請において、申請者が法人である場合は、役員の氏名及び住所を記載することが必要とされていることから、本件情報⑧のうち代表取締役社長の住所、その他の役員の氏名については、商業登記法

(昭和38年法律第 125号) により役員に関する事項として登記されている情報と同一であると解され、役員の氏名及び役員のうち代表取締役社長の住所は登記記録により何人も知り得る情報であるため、通常他人に知られたくない情報とは認められない。

(5) 本件情報①、⑥のうち管理責任者の氏名、⑦のうち事務担当者の氏名及び⑧のうち代表取締役社長を除く役員の住所については、公知の情報であるという事実も認められず、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないとは認められる。

(6) したがって、本件情報①及び⑥から⑧のうち、本件情報①及び⑥のうち管理責任者の氏名、⑦のうち事務担当者の氏名、⑧のうち法人Aの代表取締役を除く役員の住所は、条例第 7条第 1項 1号に該当すると認められるが、その他の部分は同号に該当するとは認められない。

5 条例第 7条第 1項第 2号の該当性について

次に、本件情報②から⑤及び⑨から⑳が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。また、同号は、情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益と公開することによる公益を実施機関において比較衡量することにより、公開・非公開の判断をしようとする趣旨である。

(2) 本件情報②から⑤及び⑨から⑳は、上記 3(2) 及び(3) のとおり、本件申請及び本件届出にあたり法人Aが提出した文書であり、法人等に関する情報であると認められる。

(3) 次に、本件情報②から⑤及び⑨から⑳を公にすると、法人Aに明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

ア 本件情報③及び⑤は、本件申請に係る情報について、別に資料が添付されていることを示す内容が記載されているにすぎず、当該情報を公にすることにより、法人Aに明らかに不利益を与えるとは認められない。

イ 当審査会で本件各行政文書を見分したところ、本件情報㉑のうち、国際条約のロゴマーク・名称及び様式番号（以下「様式の一部」という。）は、予め定められている証明書の書式であった。また、法人Aの名称、

郵便番号、所在地及び連絡先（以下「法人名等」という。）は、本件処分において、既に公開されていることが認められる。

したがって、本件情報⑫のうち様式の一部及び法人名等は、これらを公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるとまでは認められない。

ウ 次に、本件情報⑫、⑩のうち写真A、⑰ 5、動物舎の構造のうち左から1文字目から8文字目までを除く部分（以下「構造の一部」という。）及び⑱から⑳は、飼養施設の種類、構造、規模及び管理等に係る情報であり、実施機関は、法人Aが独自に考案した特定動物の飼養又は保管の方法や設備のノウハウに関する情報であると主張している。

エ 公演名や動物種が明らかになっていることを考慮すれば、使用される飼養施設の構造の種類や規模は想定できるものであって、材質も一般的に広く用いられているものであることから、法人Aが独自に考案したノウハウに関する情報に該当するとは認められず、これを公にすることにより、法人Aが通常有する競争上の利益が損なわれるとまではいえない。

オ 一方で、本件情報④、⑨、⑩のうち写真B、⑪から⑯、⑰のうち構造の一部を除く部分、⑳のうち様式の一部及び法人名等を除く部分は、法人Aの特定動物の飼養又は保管の方法及び手続きに関することや飼養施設の詳細な造りに関する情報、また、特定動物の食事や清掃等具体的な飼養方法にかかる技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより当該法人が有する競争上の利益が損なわれると認められる。

(4) また、審査請求人は、上記第4の2(3)のとおり条例第7条第1項第2号ただし書きアに該当する旨を主張しているので、その点について検討する。

ア 同号ただし書きアは、法人等の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが認められる情報は公開しなければならないと規定している。

イ 動物愛護法第9条では、地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、動物の飼養及び保管に係る届出をさせること等のその他の必要な措置を講ずることができるとされている。

また、同法27条1項において、特定動物の飼養又は保管の許可は、申

請が同項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならないと定められている。

ウ 上記イについて実施機関に確認したところ、本件申請において「特定飼養施設の構造及び規模に関する基準」及び「特定動物の飼養又は保管の方法の細目」等に適合しているか、書類及び飼養施設の立入による審査を実施した上で、特定動物飼養・保管を許可しており、現地を確認し、必要に応じて指導等を行っているとのことであった。

エ 上記ウのとおり、本件申請は必要な審査を経て、許可を受けていることに鑑みると、本件各情報は人の生命、身体、又は健康を保護するために、公にすることが必要であるものであるとは認められない。また、上記第3の2(6)のとおり、本件公開請求において、本件各情報を公開することは、公開しないことにより保護される利益を優越するとは認められないとする実施機関の主張を覆すに足りる特段の事情はない。

オ 以上のことから、本号のただし書きアに該当しないと認められる。

(5) したがって、本件情報④、⑨、⑩のうち写真B、⑪から⑬、⑰のうち構造の一部を除く部分、⑱のうち様式の一部及び法人名等を除く部分は、条例第7条第1項第2号に該当すると認められるが、それ以外は同号に該当するとは認められない。

6 条例第7条第1項第3号の該当性について

本件情報④、⑨、⑩のうち写真B、⑪から⑬及び⑮並びに⑰のうち構造の一部以外の記載は、上記5のとおり、条例第7条第1項第2号に該当すると認められることから重ねて判断せず、本件情報②、③、⑤、⑩のうち写真A、⑰のうち構造の一部及び⑱から⑳が同項第3号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報について非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件情報③及び⑤は、上記5(3)アのとおり、資料が添付されていることを示す記載にすぎず、当該情報を公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

(3) 実施機関は、本件情報②、⑩のうち写真A、⑰のうち構造の一部及び⑱は、特定の家屋の構造等であって、公にすることにより、犯罪を誘発し、人の生命、身体、財産又は社会的な地位等の保護に支障を及ぼすおそれが

あると主張しているが、当審査会が、上記の支障に関する詳細な説明を求めたところ、実施機関から具体的な説明がなかった。

(4) したがって、本件情報②、⑩のうち写真A、⑰のうち構造の一部及び⑱は、これらの情報を公にすることにより、上記(3)の支障が生じるとする実施機関の主張につき相当の理由がある情報とまでは認められない。

(5) 一方で、本件情報⑲及び⑳は、特定動物やその他の動物に係る獣舎の詳細な情報や脱出予防の具体的な対策に関する情報であり、当該情報を公にすることにより第三者の接触を容易にし、事件事故を引き起こし平穏な市民生活が脅かされるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点はない。

(6) 以上のことから、本件情報②、③、⑤、⑩のうち写真A、⑰のうち構造の一部及び⑱から⑳のうち、本件情報⑲及び⑳は、条例第7条第1項第3号に該当すると認められるが、それ以外は同号に該当するとは認められない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分の妥当性については、上記4から6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年9月21日	諮問書の受理
10月21日	弁明書の受理
令和5年5月19日 (第61回第2小委員会)	調査審議
6月16日 (第62回第2小委員会)	調査審議
7月27日 (第63回第2小委員会)	調査審議

8月18日 (第64回第 2小委員会)	調査審議
10月18日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充

別表

<p>実施機関が非公開とした情報（以下これらを「本件各情報」という。）が記載された行政文書</p>	<p>本件各情報が記載された行政文書の名称</p>	<p>本件各情報</p>	<p>公開とすべき情報</p>
<p>本件行政文書①</p>	<p>特定動物飼養・保管許可申請書</p>	<p>申請者の電話番号（以下「本件情報①」という。）</p>	<p>—</p>
		<p>特定飼養施設の構造及び規模（以下「本件情報②」という。）</p>	<p>全部</p>
		<p>特定飼養施設の点検方法（以下「本件情報③」という。）</p>	<p>全部</p>
		<p>飼養又は保管が困難となった場合の対処方法（以下「本件情報④」という。）</p>	<p>—</p>
		<p>運搬時の逸走防止措置（以下「本件情報⑤」という。）</p>	<p>全部</p>
		<p>管理責任者の氏名、住所及び電話番号（以下「本件情報⑥」という。）</p>	<p>管理責任者の住所及び電話番号</p>
		<p>事務担当者の氏名及び電話番号（以下「本件情報⑦」という。）</p>	<p>事務担当者の電話番号</p>
		<p>役員の氏名及び住所（代表取締役社長の氏名を除く）（以下「本</p>	<p>役員の氏名、代表取締役社長の住所</p>

		件情報⑧」という。)	
	施設の構造及び規模を示す図面	獣舎（面積、図面、縮尺）（以下「本件情報⑨」という。)	—
	施設の写真	特定動物の遊び場の様子に係る写真（以下「写真A」という。）、その他の写真（以下「写真B」という。）（以下これらを「本件情報⑩」という。)	写真A
	施設付近の見取図	敷地配置図（以下「本件情報⑪」という。)	—
		概要（以下「本件情報⑫」という。)	—
	特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類及び特定飼養施設の保守点検に係る計画	1, 食事方法及び飼養（以下「本件情報⑬」という。)	—
		2, 清掃（以下「本件情報⑭」という。)	—
		3, 保守点検（以下「本件情報⑮」という。)	—
		4, 生活環境（以下「本件情報⑯」という。)	—
		5, 動物舎の構造（以下「本件情報⑰」という。)	構造の一部
		6, 飼養施設の管理（以下「本件情報⑱」という。)	全部
		獣舎について（以下「本件情報⑲」という。)	—
		脱出予防対策（以下	—

		「本件情報⑳」とい う。)	
	識別措置に係る 証明書	全部（以下「本件情報 ㉑」という。）	様式の一部、法人名 等
本件行政文書 ㉒	特定動物飼養・ 保管廃止届出書	本件情報㉓	事務担当者の電話番 号
	特定動物飼養・ 保管許可証	本件情報㉔のうち管理 責任者の氏名	—